

<案>

平成25年度金融庁政策評価実施計画

(計画期間:平成25年4月～26年3月)

平成25年6月
金融庁

目 次

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

- 施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 2
- 施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備・・・・ 7
- 施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかか
るリスクの把握と行政対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境
整備・・ 10
- 施策Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制
度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 施策Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるため
の制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

- 施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 19
- 施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 21
- 施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備・・・・ 23
- 施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備・・・・ 27
- 施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備・・・・ 30

基本政策Ⅳ 横断的施策

- 施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 施策Ⅳ－２ アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の
開放に向けた政策協調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備・・・・・・・・・・ 37
- 施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備・・・・ 40

業務支援基盤の整備のための取組み

分野１ 人的資源

- 施策１－（１） 金融行政を担う人材の確保と資質の向上・・・・・・・・・・ 43

分野２ 知的資源

- 施策２－（１） 学術的成果の金融行政への導入・活用・・・・・・・・・・ 44

分野３ その他の業務基盤

- 施策３－（１） 金融行政における情報システムの活用・・・・・・・・・・ 45
- 施策３－（２） 災害等発生時における金融行政の継続確保・・・・・・・・・・ 47

基本政策 I	経済成長の礎となる金融システムの安定
施策 I - 1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
施策 I - 2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
施策 I - 3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

施策Ⅰ－１

金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

達成目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	－ （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・金融検査実施件数 ・金融検査指摘内容 ・金融検査評定結果の分布状況 ・金融検査結果事例集の公表実績 ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の件数

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・我が国の預金者保護の観点から、外国銀行支店に対し、常時、国内銀行の最低資本金（20億円）に相当する金額の国内積立てを義務付けるなどの制度を整備する。 ・銀行等の健全性確保を図るとともに、国際的な基準に適合した規制とするため、大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなどの制度を整備する。
②効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施	<p>（1）金融・経済情勢を勘案した個別金融機関等に対する効果的・効率的なモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングを行う。

その際、借手企業に対する新規融資を含む円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。

また、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。

・国際的に活動し、複雑かつ多様な業務を行っている大規模な金融グループについて、国際的な議論を踏まえつつ、グループ連結ベースでの監督手法の高度化に向けた検討を引き続き進めていく。特に、金融持株会社により、金融グループを統括する重要性が高まってきていることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。

(2) 金融機関のリスク管理の高度化

・各金融機関が、各種事象が実体経済・金融資本市場全体にどのように波及し、自らのビジネスに直接的・間接的に影響を与え得るかについて、具体的に想起した上で、ストレステストをはじめとした適切なリスク管理を行っているかという観点を踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。

・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行う。

(3) グローバルなシステム上重要な金融機関 (G-SIFIs) 等に対する適切な監督

・グローバルに活動している金融機関 (3メガバンクグループ、野村グループ、東京海上グループ及び MS&AD グループ) について、20 年 4 月の F S F (金融安定化フォーラム) 報告書や 20 年 11 月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ (監督カレッジ) の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行う。

・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際基準行に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を 22 年 3 月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。

・グローバルなシステム上重要な金融機関 (G-SIFIs) について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。

	<p>(4) 証券会社、保険会社等の連結規制・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な証券会社について、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、広範な投資家や金融システム全体への悪影響が及ぶ懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。 ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、24年3月から適用された連結ベースの財務健全性基準に基づき、保険会社等の適切な監督を行う。
<p>③効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施</p>	<p>(1) 金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査の実効性を向上させるとともに、金融機関の負担軽減を図る観点から、事前分析を充実させ、金融機関のリスク特性を十分に見極めた上で、検証分野を絞り込む。 さらに、ターゲット検査や簡易検査も積極的に活用する。 ・主要行に対する検査の実効性を向上させる観点から、引き続き、主要行を担当する主任検査官を複数年担当制とする。 また、当該主任検査官（日本版EiC）及びEiC補佐官は、監督局における様々なヒアリングに参加すること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行い、事前に深度ある分析を行う。 さらに、将来顕在化する可能性のあるリスク等を見据え、ターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討する。 ・国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループ在日拠点に対する検査の実効性を向上させる観点から、海外当局等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化する。 ・近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつあることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 <p>(2) 金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業円滑化法の期限到来後においても、金融機関が中小企業等からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、適切に対応する態勢が整備されているか、等について検証する。 ・先般の金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、金融機関に対する新たな国際的規制の導入等に的確に対応した検査態勢や検査マニュアルの整備を図る。 ・ITの著しい進展に適切に対応した検査を行うため、デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を図る。 <p>(3) 検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査で得られた情報に係る分析力の強化を図るとともに、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報

	<p>については、金融機関等に積極的に還元して情報や問題意識の共有を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、金融検査結果事例集の定期的な公表を行う。
④オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・検査局と監督局との横断的な検証体制を設置し、当該体制を中心にオン・オフ一体的なモニタリングの一層強化を図る。 ・金融機関の財務の健全性を脅かすリスクについて、検査局のデータ集積・分析機能と監督局のデータ集積・分析機能との一体化をさらに進化させる。 ・システムリスクについては、引き続き、検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任し、検査局と監督局との横断的な組織を設置するとともに、当該組織を中心にオン・オフ一体的なモニタリングを一層強化する。 ・主要行に対する検査を担当する主任検査官（日本版EiC）については、引き続き、監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・特に迅速にオンサイト・モニタリングによる検証を行う必要がある場合には、監督局スタッフの検査への参加等を検討する。
⑤金融機能強化法等の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関をはじめとする各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。 ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
⑥金融機関の業務継続体制の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督方針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携を取りつつ、金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指す。 ・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、昨年度と同様に今年度も全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練の実施を検討する。 ・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要であるとの認識の下、金

	<p>融機関等の業務継続体制について、訓練等を通じて、その適切性を検証していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融検査に当たっても、経営陣の責任において、適切な業務継続体制が整備されているか等について、重点的に検証する。
⑦金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を行う。
⑧ベターレギュレーションの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・ベターレギュレーションの深化として、検査・監督・企画のそれぞれについて、金融行政の質の向上に向け、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課

施策 I - 2

我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

達成目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・25年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉 ・名寄せ検査の実施件数

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。（再掲） ・金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されたこと等を踏まえ、市場の著しい混乱を回避し、金融機関の秩序ある処理を実現する枠組みを構築するための制度を整備する。
②円滑な破綻処理のための態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

施策 I - 3**金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応**

達成目標	システミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を適格に把握し、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システミックリスクの未然防止に努める必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロプルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施する。なお、引き続き欧米諸国の経済・財政問題に加え、新興国市場の過熱化、日本銀行の新たな金融緩和等が経済・市場動向に与える影響についても前広に注視する。 ・より体系的なマクロプルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施する。その際、当庁特別研究官への委嘱なども活用する。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進する。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課総合政策室

基本政策Ⅱ	利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
施策Ⅱ－１	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策Ⅱ－２	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策Ⅱ－３	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

施策Ⅱ－１

利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

<p>達成目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度より向上・25 年度末） ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度と同程度の水準を維持・25 年度末）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数

		<ul style="list-style-type: none"> ・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て及び悪質な違反行為者の認定件数
--	--	---

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
<p>①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法等の改正を受けた、政府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 ・預金取扱金融機関については、その業務の公共性にかんがみ、信用の維持と預金者等の保護、金融の円滑を図る観点から、銀行法等の遵守状況を注視するとともに、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・保険会社等については、その業務の公共性に鑑み、保険契約者等の保護の観点から、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、監督指針を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論を踏まえ、保険募集・販売の在り方等に係る所要の制度整備に取り組むとともに、保険募集代理店等について、保険契約者等の保護の観点から、適切な業務運営やサービスの実施を確保するよう指導・監督していく。 ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、適合性の原則の遵守を含めた顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮等を検証し、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・投資運用業者や信託銀行等が顧客のため適切に受託者責任を果たしているか等、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・貸金業者等については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保する

	<p>よう指導・監督していく。</p> <p>なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段発行者、資金移動業者等については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。
②当局における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。
③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言を踏まえ、すべての指定紛争解決機関によって構成される「金融ADR連絡協議会」を開催し、意見交換等を行うことにより、指定紛争解決機関間の連携強化に取り組むとともに、指定紛争解決機関向けの監督指針を作成する。また、金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関に加え、学識経験者・消費者団体及び弁護士会等も参加）も活用して金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。
④多重債務者のための相談等の枠組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談の主要な担い手である自治体の主体的な取り組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取り組みを実施する。 ・財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における取り組みをバックアップする。
⑤金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取り組みを促す。 また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取り組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者等による未公開株式、ファンドの販売・勧誘及び無届募集等については、被害の防止・回復の迅速化等に向け、リーフレット等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等

	より、適切に取り組む。 また、関係省庁とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。
--	---

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課 ADR 室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅱ－２

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

達成目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成 25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行）、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成 23 年 1 月 24 日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出態度判断 D. I. (前年同期 (25 年 3 月) に比べプラス判断) ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価 (積極的評価の割合が前年度 (24 年度) に比べ上昇) ※ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・財務局・財務事務所の中小企業等金融円滑化窓口における情報等の受付状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高 (日本銀行「預金・現金・貸出金」) ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績 (金額) ・金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 <p>※ 施策Ⅰ－１における各指標について、必要に応じて参照する。</p>

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	<p>・金融機関においては、それぞれのビジネスモデルを踏まえつつも、利用者ニーズに応えるため、多様かつ柔軟な取組みを行うことが重要である。金融機関においては、自らの役割を認識し、監督方針や監督指針等も踏まえながら、例えば、</p>

	<p>成長可能性を重視した取組み等を通じた金融仲介機能の発揮が期待されている。</p> <p>特に、日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を後押しする役割が求められている。</p> <p>このため、金融庁としても、監督指針や監督方針等に基づき、各金融機関における、以下のような取組みについて、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み（新規融資に関する態勢の整備等を含む。） ② エクイティファンド等の多様な金融手法を用いた企業活動の支援 ③ キャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資への取組み（ABL（動産・売掛債権担保融資）に関する取組みを含む。） ④ プロジェクト・ファイナンスを中心としたインフラ等へのファイナンスの強化 ⑤ 個人のリスク選好に応じたニーズの高い金融商品・サービスの提供 <p>また、中小企業の創業や早期の事業再生の促進等の観点から、経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題について検討を行い、課題解決に向けた取組みを進める。</p>
<p>②地域密着型金融の促進</p>	<p>・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組みを組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>このような地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みを一層促進するため、23年5月16日に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について、引き続き取り組む。</p>
<p>③中小企業の経営改善・事業再生支援</p>	<p>・地域経済活性化支援機構の活用により中小企業の事業再生を強力に推進するとともに、機構の新規業務であるファンド運營業務や専門家派遣業務等を活用し、地域の再生現場の強化を図る。また、中小企業再生支援協議会を始めとする様々な中小企業支援策と連携した、中小企業の経営改善・事業再生が促進されるよう、引き続き関係省庁等と連携して取組みを進める。</p> <p>・金融機関が新規融資を含む円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営支援に最大限取り組むよう促していく。また、中小企業の経営支</p>

	<p>援に関する取組状況等について、具体的に分かりやすく公表していくように促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努める。 ・金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。 ・金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）を実施する。 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針や資本金借入金の積極的活用等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図る。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、引き続き、被災者の支援等に積極的かつ継続的に貢献していくよう促していく。
<p>④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等においては、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際に、通常の融資業務にとどまらず、実践的・専門的な現地情報の提供や、現地通貨での融資、M&Aの斡旋、トランザクションバンキングなど、企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスを行うことが期待されることから、その取組みを促す。
<p>⑤金融機能強化法の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関をはじめとする各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。（再掲） ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。（再掲） ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。（再掲） ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。（再掲）
<p>⑥銀行等による資本金の供給促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等の健全性確保に留意しつつ、資本金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境を整備するため、銀行等による議決権保有制限の見直しについて、所要の制度整備に取り組む。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課

施策Ⅱ－３

資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>－</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキンググループ」の議論の進捗状況 ・NISA(日本版 ISA)の口座開設数

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託・投資法人法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の見直し 近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえ、関連法案の国会提出等所要の制度整備を推進する。 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討を行い、平成 25 年度までに制度整備の実施を行う。
②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 1 月より導入される NISA(日本版 ISA)について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点からの環境整備を推進する。 ・国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究を行う。

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室

基本政策Ⅲ	公正・透明で活力ある市場の構築
施策Ⅲ－１	市場インフラの構築のための制度・環境整備
施策Ⅲ－２	市場機能の強化のための制度・環境整備
施策Ⅲ－３	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
施策Ⅲ－４	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
施策Ⅲ－５	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

施策Ⅲ－１

市場インフラの構築のための制度・環境整備

達成目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPSS/IOSCO 市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」（平成 23 年 3 月 10 日） ・ 「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（平成 23 年 12 月 26 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・ 国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・ 国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率 <p>(注) システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数 ・ E D I N E T サイトへのアクセス件数

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<p>・我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算集中義務（24年11月施行）及び取引情報保存・報告制度（25年4月完全施行）の適切な実施を図る。</p> <p>・取引の透明性・公正性向上のため、一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行の義務付けを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年9月成立）」を踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p> <p>・上記制度整備等のほか、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートするとともに、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。</p>
②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築	<p>・我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時（平成20年9月）にも確認された日本国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポートする。</p> <p>・貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。</p> <p>・支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「金融市場インフラのための原則」に沿うよう、清算機関等に対し適切な監督を行う。</p>
③EDINETの整備	<p>・EDINETについては、国際水準を踏まえたXBRL（財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語）の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行い、新システム（次世代EDINET）を平成25年度中に稼働させる。</p>

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課

施策Ⅲ－２

市場機能の強化のための制度・環境整備

達成目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>日本経済再生に向けた緊急経済対策においては、「アジア No.1 市場の構築に向け、市場の利便性向上・国際競争力の向上等を通じた金融資本市場の活性化等に取り組む」とされている。</p> <p>また、規制改革が成長戦略の一丁目一番地として位置づけられたことを踏まえ、金融分野についても経済活性化につながるよう、新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みを検討するほか、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・第 4 回産業競争力会議における金融担当大臣説明資料（平成 25 年 3 月 15 日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	<p>－</p> <p>（注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・開示書類の提出会社数 ・開示書類の提出件数

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 年 1 月の東証グループと大証の合併により、「総合取引所」の中核となる日本取引所グループが設立されたことを踏まえ、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる「総合取引所」を実現し、「利用者利便の向上」、「国際競争力の強化」を図る取組みが円滑に進むよう支援する。 ・ 「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律が平成 24 年 9 月 6 日に成立、同月 12 日に公布されたことを踏まえ、総合取引所の早期実現に向け、取引所等関係者への働きかけや、改正金融商品取引法の着実な実施のため関係政府令の整備（公布後 1 年 6 ヶ月以内施行）を行う。 <p>〔R I A〕</p>
②新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマネー供給の拡充策の検討 新規・成長企業へのリスクマネー供給のための仲介機能を

	<p>強化し、産業に新たな血が入るよう支援していくため、金融面から以下について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①クラウドファンディング ②地域における資本調達を促す仕組み ③新規上場のための負担の軽減 <p>・併せて、企業開示制度の合理化の観点から、以下の項目について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上場企業の資金調達の円滑化 ②大量保有報告制度の見直し ③虚偽記載等に係る賠償責任の見直し
③不動産投資市場の活性化	<p>・不動産投資市場に資金を呼び込み、取引の流動性を高めて不動産価値の向上を図るため、J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進する。</p>
④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	<p>・上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。</p> <p>・第6回日本経済再生本部（2013年4月2日）における総理指示を踏まえ、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討する。</p>

【担当課室名】

総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅲ－３

市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

<p>達成目標</p>	<p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>
<p>目標設定の考え方及びその根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等 ・ 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（平成 21 年 6 月 30 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） ・ 大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」（平成 23 年 6 月 21 日） ・ 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書（平成 23 年 12 月 15 日） ・ 証券取引等監視委員会による建議「顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について」（平成 23 年 12 月 20 日） ・ 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（平成 24 年 7 月 2 日） ・ 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書（平成 24 年 12 月 25 日）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>－</p> <p>（注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・ 課徴金納付命令等の実績＜内容・件数＞ ・ 企業会計審議会等の開催状況 等 ・ 企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況 ・ 国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・ IFRS の任意適用の会社数 ・ 取引審査実施状況＜内容・件数＞ ・ 情報受付状況＜内容・件数＞ ・ 取引調査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・ 犯則事件の告発の実施状況＜内容・件数＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会による建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>
--	---

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①不正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用	<p>・インサイダー取引等の不正取引の規制に関する以下の制度整備を行う。</p> <p>①「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（平成23年度）」報告書に基づく、純粋持株会社等に係る重要事実等に関する制度整備。</p> <p>②「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（平成24年度）」報告書に基づく、情報伝達・取引推奨行為に対する規制等に関する制度整備。</p> <p>③平成24年金融商品取引法改正に基づく、関係政府令の整備。 〔R I A〕</p> <p>・不正取引に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p>
②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保	<p>・行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成22年度に「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</p> <p>・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適切性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。特に、第三者割当のうち大規模な第三者割当に該当する場合などについては、不正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。</p> <p>・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努める。</p> <p>・虚偽記載、不提出等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p>
③国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	<p>・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。国際的に質の高い会計基準の設定に適切に対応するため、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的な意見発信に努める。</p> <p>また、わが国におけるIFRSの適用に関しては、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論を行っているところである。</p> <p>その際、国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を勘案しつつ、総合的な議論が展開されるよう努める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な財務・事業活動を行う上場企業の平成 22 年 3 月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（I F R S）の任意適用が開始されたことを踏まえ、民間関係者との必要な協力を行いつつ、I F R S の任意適用の着実な増加に努める。 ・我が国会計基準の開発等を担当する企業会計基準委員会（A S B J）による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援する。
④包括的かつ機動的な市場監視	<ul style="list-style-type: none"> ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。
⑤クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対する監視を強化していく。
⑥不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 以下の取組みを進めつつ、不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為などの不公正取引の傾向の変化に適切に対応するとともに、デジタルフォレンジックの運用体制を整備し、調査手法の開発・工夫に努める。 ・不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。
⑦ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。 ・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・デジタルフォレンジック運用体制の構築に取組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施する。 ・任意適用が始まった国際会計基準（I F R S）の下においても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。
⑧犯則事件に対する厳正な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジックを十分に活用し、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対し

	て告発を行う。
⑨自主規制機関との適切な連携	・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携し、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。
⑩市場参加者の規律強化に向けた取組み	<p>・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。</p> <p>・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、その事案の市場や社会における位置づけや影響についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。</p>

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課

施策Ⅲ－４

市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

達成目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 51 条、第 56 条 2 項 等 ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・ 平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>－</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・ 証券検査実施状況<内容・件数> ・ 証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数> ・ 証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
<p>①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施</p>	<p>(1) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> <p>金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効率的かつ効果的な監督に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実等の問題が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。また、証券監視委の検査結果を受け、問題があると認められた業者に対しても、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。さらに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 ・ 先般の公募増資インサイダー問題で、金融市場に対する内外の投資家の信頼を傷つけたことを十分に認識し、法人関係情報の管理等、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、各社の業務運営の状況を注視する。また、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、適合性の原則の遵守を含めた顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮等を検証し、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・ 先般生じたAIJ問題等によって、金融商品取引業者等に対する社会の信頼を揺るがす結果となったことも念頭に、投資運用業者等が顧客のため適切に受託者責任を果たしているか等を検証することを通じて、各社が適切な業務運営態勢の整備を行うよう指導・監督していく。 ・ また、第二種金商業者や助言・代理業者に対しても、業務の健全性や適切性の観点から、入手した情報の分析を行い、必要に応じて監督上の措置を行っていく。 ・ 大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期ヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、把握された問題点等については、グループベースでの経営の健全性の状況に応じた監督処分、業務改善命令及び措置命令等の行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況を適切にフォローアップしていく。

	<p>(2) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> <p>金融商品取引業者等に対しては、証券取引等監視委員会が公表する「平成 25 年度証券検査基本方針及び基本計画」に基づき、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券検査において、リスク・ベースでの対象先選定及び着眼点の絞り込みの精度・信頼性を向上させるため、多様化・複雑化する金融商品取引業者、金融商品・取引等に対応して、情報を専門的に収集・分析する体制を強化する。 ・実効性のある検査実施の観点から、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努め、自主的な改善努力を促す。 ・中小の金融商品取引業者等に対する検査のカバレッジ（検査対象業者数に対する検査を実施した業者数の割合）が低いことが投資者保護上のリスクになっているという指摘を踏まえ、検査の実施回数の増加を図る。 ・投資一任業者に対する集中的な検査を継続し、その実施に当たって、引き続き、年金運用ホットラインによる情報収集・分析を強化する。 ・監督部局の間では、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。 ・金融商品取引業者等の業務の国際化に対応し、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用するとともに、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と密接に連携しながら検査を行う。
<p>②金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。</p>

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課

施策Ⅲ－５

市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

達成目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準等の策定状況 ・ 日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）に係る審査の実施状況＜件数＞ ・ 監査法人等に対する立入検査の実施状況＜件数＞ ・ 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜件数＞ ・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・ 海外監査監督当局との意見交換実績（国際会議への参加を含む）

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	・ 企業会計審議会等において、引き続き、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・ 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	<p>・ 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるときは、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、検査等の結果に基づき、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が認められるなど、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。</p> <p>監査先企業のグローバル化の進展など最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、審査及び検査の実施に際しては、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、日本公認会計士協会等の関係機関等と連携を密にし、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析に努める。また、監査法人等に対する検査の実効性・効率性を向上させるため、監査法人の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の策定や新たな法令諸基</p>

	<p>準等の監査業務への反映・定着に留意した検査の実施に取り組むとともに、引き続き、報告徴収や機動的な検査対応の一層の活用に努める。さらに、審査及び検査の結果の分析から抽出された業界横断的な問題点等について、国際的な動向等も踏まえ、日本公認会計士協会等の関係機関等との間での積極的な意見交換や情報発信等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度における外国監査法人等に対する報告徴収の結果を踏まえた対応を適切に行う。
④海外監査監督当局との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえた上で、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図る。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、特に審査会業務との関係に焦点を当て、日本公認会計士協会等の関係機関等との連携も図りつつ、情報収集及び分析を行う。
⑤優秀な会計人材確保に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験（平成 25 年試験等）を円滑に実施していく中で、試験の魅力向上に資するような取り組みを行うとともに、受験者数の動向にも留意しつつ多様な人々が受験するよう広く周知を図るため、全国の大学等において講演を行うなど広報活動の強化に努める。 ・企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進めるとともに、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について、関係者間での議論を深める。

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

基本政策Ⅳ	横断的施策
施策Ⅳ－１	国際的な政策協調・連携強化
施策Ⅳ－２	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
施策Ⅳ－３	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
施策Ⅳ－４	金融行政についての情報発信の強化
施策Ⅳ－５	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

施策Ⅳ－ 1

国際的な政策協調・連携強化

達成目標	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。 【根拠】 ・ G20 ロスカボス・サミット首脳宣言（平成 24 年 6 月）等
測定指標 （目標値・達成時期）	－ （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 ・ 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 ・ 金融協議の開催状況

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会（F S B）、バーゼル銀行監督委員会（B C B S）、証券監督者国際機構（I O S C O）、保険監督者国際機構（I A I S）、国際会計基準（I F R S）財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献する。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。 ・ 上記において、「国際的な金融規制改革を進めるにあたっては、金融システム強化と実体経済の間で適切なバランスを取ることが重要」との日本の立場を引き続き主張していく。また、国際的なルールが日本の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。
②国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化する。

<p>③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応</p>	<p>・金融活動作業部会（FATF）等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献する。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応する。</p>
-----------------------------------	---

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、
 監督局総務課、監督局総務課国際監督室

施策Ⅳ－２

アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

達成目標	アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む
目標設定の考え方及びその根拠	<p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開の円滑化を通じ、アジアの成長力を取り込む必要がある。</p> <p>こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びにアジアの成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。併せて金融規制の緩和を促していく。</p> <p>また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術支援の実施状況 ・ 金融協議の開催状況

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、１）証券市場、保険等の分野における法制度整備の支援・協力、２）取引所、決済システム、損害保険料率算出機構等金融インフラの設立・整備の支援・協力、３）監督・検査手法等金融行政運営に係るノウハウ等の提供など、ハードとソフトの両面から各国の実情に合わせた技術支援を促進する。また、こうした技術支援に併せて、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・ 技術支援等の実施に当たっては、個別の国・分野ごとに行動戦略

	<p>を策定し、相手国との対話（二国間協議等）を通じた関係強化を図ると共に、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行なっていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・また、ＴＰＰ協定、経済連携協定（ＥＰＡ）交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。
--	---

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

施策Ⅳ－３

金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

達成目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】第１回規制改革会議における総理大臣挨拶（平成 25 年 1 月 24 日）、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会等の実施実績 ・官民ラウンドテーブル作業部会の開催実績

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①規制・制度改革の推進	・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。
②事前確認制度の適切な運用	・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
③官民による持続的な対話の実施	・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施（関連する委託調査を含む）。

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課

施策Ⅳ－４

金融行政についての情報発信の強化

達成目標	金融行政についての情報発信を強化すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるのが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。</p> <p>とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>－</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁ウェブサイトの報道発表件数及びアクセス件数 ・ 金融庁ウェブサイト（英語版）の報道発表件数及びアクセス件数 ・ 金融庁 Twitter の発信回数及びフォロワー数

【平成２５年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 金融行政に関する広報の充実	<p>以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアを通じた広報に関しては、大臣による閣議後会見や重要施策についての記者向け説明を積極的に実施する。 ・ ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。 ・ 特に一般からの関心が高い、または国民向けの幅広い周知が重要な施策に関しては、担当課室と連携しつつ、ウェブサイトの特設サイトを設定する等の対応を行う。加えて、必要に応じ、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を図る。 ・ 海外向け広報に関しては、重要な政策決定等については、少なくともその概要を英語版ウェブサイトにもタイムリ

	<p>一に掲載することとするほか、一週間の新着情報の概要をまとめた「FSA Weekly Review」を毎週発行する等、英文による広報の充実強化を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Twitter 等の新たな情報発信手段について、国内の利用者のニーズを踏まえ、積極的に活用していく。
--	---

【担当課室名】

総務企画局政策課広報室

施策Ⅳ－５

金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

達成目標	金融リテラシーが向上すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 ・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 ・現在、約1,500兆円に上る家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画（平成22年3月閣議決定） ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定） ・金融経済教育研究会報告書（平成25年4月30日公表）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・25年度調査実施時点） <p>※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p>
参考指標	—

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 金融経済教育の推進	<p>金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。今後、金融経済教育研究会報告書の以下の指摘にそって実施していくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育の関係者による推進の場（「金融経済教育推進会議（仮称）」）を設置する。 <p>「金融経済教育推進会議（仮称）」において、無駄や隙間を生じさせないように、適切な役割分担を行い、全体の取</p>

	<p>組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育の効果的・効率的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容について、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO 団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化する。 ・その上で、そうした身に付けるべき事項を、年代別にどのような順序で、どこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図る。 ・金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる体制を構築する。 ・報告書で指摘された課題を踏まえ、金融商品を賢く利用することを伝えるガイドブックの作成・普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供を行う。
--	--

【担当課室名】

総務企画局政策課

業務支援基盤の整備のための取組み

分野 1	人的資源
施策 1 - (1)	金融行政を担う人材の確保と資質の向上

分野 2	知的資源
施策 2 - (1)	学術的成果の金融行政への導入・活用

分野 3	その他の業務基盤
施策 3 - (1)	金融行政における情報システムの活用
施策 3 - (2)	災害等発生時における金融行政の継続確保

業務支援基盤の整備のための取組み 1-(1)

金融行政を担う人材の確保と資質の向上

達成目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。</p> <p>【根拠】ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適切な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施状況 ・民間専門家の在職者数 ・人材派遣等の状況

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCA サイクルによる業務改善への取組みを推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示・官房）における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。 ・引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。

【担当課室名】

総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室

業務支援基盤の整備のための取組み 2-(1)

学術的成果の金融行政への導入・活用

達成目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。 研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適切な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・ 調査研究分析成果の作成実績 (研究論文・レポート等の本数・分野数) ・ コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

【平成25年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 金融行政の参考となる調査研究の実施	・ 金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。
② 産・官・学の連携強化	・ 金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。

【担当課室名】

総務企画局企画課研究開発室

業務支援基盤の整備のための取組み 3-(1)

金融行政における情報システムの活用

<p>達成目標①</p>	<p>早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>・金融庁では、「業務・システムの最適化計画」に基づき、主要な情報システムにおける経費の削減及び業務処理時間の短縮について、以下の通り各測定指標の目標値及び達成時期を設定している。</p> <p>(1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム） <u>目標値</u>：現行の 3 システムをひとつに統合することによって、単年度で約 2.1 億円（平成 27 年度以降の 3 年間で約 6.2 億円）の経費の削減及び約 9,450 日（3 年間で約 28,350 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>(2) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（E D I N E T） <u>目標値</u>：サーバ機器の削減や運用契約の見直しを行なうことによって、単年度で約 1.6 億円（平成 26 年度以降の 4 年間で約 6.4 億円）の削減が見込まれる。 <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>(3) 「金融庁行政情報化 LAN システム」 <u>目標値</u>：老朽化した機器等を最新の機器等へ更改することによって、単年度で約 22.5 百万円（平成 26 年度以降の 4 年間で約 90 百万円）の経費の削減及び約 100 日（4 年間で約 400 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>・併せて、情報システム調達の適正化についても引き続き努めていくこととしている。</p> <p>(1) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況（100%、25 年度末）</p>

	参考指標	
達成目標②		情報セキュリティ対策の推進を図ること
目標設定の考え方及びその根拠		<p>「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成 22 年 5 月 11 日情報セキュリティ政策会議決定)に基づく年度計画である「情報セキュリティ 2012」(平成 24 年 7 月 4 日情報セキュリティ政策会議決定)において、「情報セキュリティを巡る環境の変化に的確に対応するため、(中略)新たな環境変化に対応した政府の取組を進める必要がある」とされている。</p> <p>【根拠】「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成 22 年 5 月 11 日情報セキュリティ政策会議決定)等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)		・技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況
	参考指標	

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化	<p>「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、平成 27 年度中の全面稼働を目指し情報システムの開発等を進めていく。 ・E D I N E Tについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、次世代 E D I N E Tの開発等を進め、平成 25 年度中に稼働させる。 ・金融庁行政情報化 LAN システムについては、「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づき、次期金融庁ネットワークの開発等を進め、平成 25 年度中に稼働させる。
②情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施する。

【担当課室名】

総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤の整備のための取組み 3-(2)
災害等発生時における金融行政の継続確保

達成目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「首都直下地震対策大綱」において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。 【根拠】「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月策定、平成 22 年 1 月修正 中央防災会議）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・「金融庁業務継続計画」の改定状況

【平成 25 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①災害等発生時における金融行政の継続確保	・「金融庁業務継続計画」の随時の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課